金沢市手数料条例(平成12年条例第3号)新旧対照表

第2条の規定による改正案 (平成28年1月1日施行)

囲い部分…改正箇所

- 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、特定の者のためにする事務について本市が徴収する手数料については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。
- 第2条 手数料を徴収する事務及び当該事務に係る手数料の金額は、別表に定めるところによる。
- 第3条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事務に係る申請の際に、当該申請をした者から徴収する。ただし、市長は、当該事務の性質上特に必要があると認めるときは、当該事務が終了したとき、又は当該事務が終了した日後の市長が定める日までにこれを徴収することができる。
- 第4条 郵便により謄本、抄本、証明書その他の交付に係る書面の送付を 受けようとする者は、第2条の規定による手数料のほかに、当該書面の 送付に係る郵送料を負担しなければならない。
- 第5条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。
- (1) 法令の規定により無料で取扱いをしなければならないもの
- (2) 市民が公費の扶助を受けるために必要なもの
- (3) 官公署から請求があったもの又は国若しくは地方公共団体の職員が公用で請求したもので、市長が特に必要があると認めるもの
- 第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。
- 第7条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の手数料の全部又は一部を還付することができる。
- 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則
- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 金沢市手数料条例(昭和24年条例第409号)は、廃止する。
- 3 金沢市印鑑条例 (平成8年条例第43号) の一部を次のように改正する。 [次のよう略]

別表 (第2条関係)

手数料を徴収する事務	金額
(1) 印鑑の登録を証明した書面の交付	1 通につき 300円
(2) 戸籍法 (昭和22年法律第224号) 第10条第1 項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは 第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄	1 通につき 450円

第1条の規定による改正案 (平成27年10月5日施行)

…改正箇所

- 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、特定の者のためにする事務について本市が徴収する手数料については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。
- 第2条 手数料を徴収する事務及び当該事務に係る手数料の金額は、別表に定めるところによる。
- 第3条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事務に係る申請の際に、当該申請をした者から徴収する。ただし、市長は、当該事務の性質上特に必要があると認めるときは、当該事務が終了したとき、又は当該事務が終了した日後の市長が定める日までにこれを徴収することができる。
- 第4条 郵便により謄本、抄本、証明書その他の交付に係る書面の送付を 受けようとする者は、第2条の規定による手数料のほかに、当該書面の 送付に係る郵送料を負担しなければならない。
- 第5条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。
- (1) 法令の規定により無料で取扱いをしなければならないもの
- (2) 市民が公費の扶助を受けるために必要なもの
- (3) 官公署から請求があったもの又は国若しくは地方公共団体の職員が公用で請求したもので、市長が特に必要があると認めるもの
- 第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。
- 第7条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の手数料の全部又は一部を還付することができる。
- 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 金沢市手数料条例(昭和24年条例第409号)は、廃止する。
- 3 金沢市印鑑条例 (平成8年条例第43号) の一部を次のように改正する。 [次のよう略]

別表 (第2条関係)

手数料を徴収する事務	金額
(1) 印鑑の登録を証明した書面の交付	1 通につき 300円
(2) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1 項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは 第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄	1 通につき 450円

現行

- 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、特定の者のためにする事務について本市が徴収する手数料については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。
- 第2条 手数料を徴収する事務及び当該事務に係る手数料の金額は、別表 に定めるところによる。
- 第3条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事務に係る申請の際に、当該申請をした者から徴収する。ただし、市長は、当該事務の性質上特に必要があると認めるときは、当該事務が終了したとき、又は当該事務が終了した日後の市長が定める日までにこれを徴収することができる。
- 第4条 郵便により謄本、抄本、証明書その他の交付に係る書面の送付を 受けようとする者は、第2条の規定による手数料のほかに、当該書面の 送付に係る郵送料を負担しなければならない。
- 第5条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。
- (1) 法令の規定により無料で取扱いをしなければならないもの
- (2) 市民が公費の扶助を受けるために必要なもの
- (3) 官公署から請求があったもの又は国若しくは地方公共団体の職員が公用で請求したもので、市長が特に必要があると認めるもの
- 第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。
- 第7条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の手数料の全部又は一部を還付することができる。
- 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 金沢市手数料条例(昭和24年条例第409号)は、廃止する。
- 3 金沢市印鑑条例 (平成8年条例第43号) の一部を次のように改正する。 [次のよう略]

別表 (第2条関係)

手数料を徴収する事務	金額
(1) 印鑑の登録を証明した書面の交付	1 通につき 300円
(2) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1 項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは 第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄	1 通につき 450円

金沢市手数料条例(平成 12 年条例第 3 号)新旧(H28. 1. 1 施行/H27. 10. 5 施行/現行)対照表

本又は同法第120条第1項若しくは第126条の 規定に基づく磁気ディスク(これに準ずる方法 により一定の事項を確実に記録することがで きる物を含む。以下同じ。)をもって調製され た戸籍に記録されている事項の全部若しくは 一部を証明した書面の交付

(中略)

(7) 戸籍法第48条第1項の規定に基づく届出若 しくは申請の受理の証明書又は同法第48条第 2項の規定に基づく届書等の書類に記載した 事項のうち、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁 若しくは認知の届出の受理について、請求によ り戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号) 第66条第2項に規定する様式による上質紙を 用いる場合の証明書の交付	1 通につき 1,400円
(8) 削除	
(9) 地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の 10の規定に基づく納税証明書の交付	1 件につき 300円
(10) 所得又は課税に関する事項を証明した書面 の交付	1 件につき 300円
(11) 河川、道路又は都市計画街路の境界を証明 した書面の交付	1 件につき 1,000円
(12) 前各号に掲げるもの以外の証明に係るもの	1件につき 300円
(13) 公簿又は公文書の謄本若しくは抄本(戸籍に関するものを除く。) 又は写しの交付(次号、第14号の2、第15号及び第73号に掲げるものを除く。)	1 枚につき 300円
(14) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第 12条第1項、第12条の2第1項若しくは第12 条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく 住民票の写し又は第20条第1項から第4項ま	1 通につき 300円

本又は同法第120条第1項若しくは第126条の 規定に基づく磁気ディスク(これに準ずる方法 により一定の事項を確実に記録することがで きる物を含む。以下同じ。)をもって調製され た戸籍に記録されている事項の全部若しくは 一部を証明した書面の交付

(中略)

^^^^	^^^^
(7) 戸籍法第48条第1項の規定に基づく届出若 しくは申請の受理の証明書又は同法第48条第 2項の規定に基づく届書等の書類に記載した 事項のうち、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁 若しくは認知の届出の受理について、請求によ り戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号) 第66条第2項に規定する様式による上質紙を 用いる場合の証明書の交付	1 通につき 1,400円
(8) 削除	
(9) 地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の 10の規定に基づく納税証明書の交付	1 件につき 300円
(10) 所得又は課税に関する事項を証明した書面 の交付	1 件につき 300円
(11) 河川、道路又は都市計画街路の境界を証明 した書面の交付	1 件につき 1,000円
(12) 前各号に掲げるもの以外の証明に係るもの	1件につき 300円
(13) 公簿又は公文書の謄本若しくは抄本(戸籍 に関するものを除く。) 又は写しの交付(次号、 第14号の2、第15号及び第73号に掲げるものを 除く。)	1 枚につき 300円
(14) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第 12条第1項、第12条の2第1項若しくは第12 条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく 住民票の写し又は第20条第1項から第4項ま	1 通につき 300円

本又は同法第120条第1項若しくは第126条の 規定に基づく磁気ディスク(これに準ずる方法 により一定の事項を確実に記録することがで きる物を含む。以下同じ。)をもって調製され た戸籍に記録されている事項の全部若しくは 一部を証明した書面の交付

(中略)

(中曜)	
(7) 戸籍法第48条第1項の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同法第48条第2項の規定に基づく届書等の書類に記載した事項のうち、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁若しくは認知の届出の受理について、請求により戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)第66条第2項に規定する様式による上質紙を用いる場合の証明書の交付	1 通につき 1,400円
(8) 削除	
(9) 地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の 10の規定に基づく納税証明書の交付	1 件につき 300円
(10) 所得又は課税に関する事項を証明した書面 の交付	1 件につき 300円
(11) 河川、道路又は都市計画街路の境界を証明 した書面の交付	1 件につき 1,000円
(12) 前各号に掲げるもの以外の証明に係るもの	1件につき 300円
(13) 公簿又は公文書の謄本若しくは抄本(戸籍 に関するものを除く。) 又は写しの交付(次号、 第14号の2、第15号及び第73号に掲げるものを 除く。)	1 枚につき 300円
(14) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第 12条第1項、第12条の2第1項若しくは第12 条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく 住民票の写し又は第20条第1項から第4項ま	1 通につき 300円

金沢市手数料条例(平成 12 年条例第 3 号)新旧(H28. 1. 1 施行/H27. 10. 5 施行/現行)対照表

での規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	
(14)の2 住民基本台帳法第12条の4第1項の 規定に基づく住民票の写しの交付	1 通につき 300円
(削る。)	
(14) の3 行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律(平成25	1 件につき 500円
年法律第27号) 第7条第1項に規定する通知 カードの再交付	
(14)の4 行政手続における特定の個人を識別	1 件につき
するための番号の利用等に関する法律第2条 第7項に規定する個人番号カードの再交付	800円
	800円 1 通につき 300円
第7項に規定する個人番号カードの再交付 (15) 地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき市長の認可を受けた地縁による団体に係	1 通につき
第7項に規定する個人番号カードの再交付 (15) 地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき市長の認可を受けた地縁による団体に係る台帳の写しの交付 (16) 公簿、公文書又は図面の閲覧又は照合(次	1 通につき 300円 1 件につき
第7項に規定する個人番号カードの再交付 (15) 地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき市長の認可を受けた地縁による団体に係る台帳の写しの交付 (16) 公簿、公文書又は図面の閲覧又は照合(次号及び第18号に掲げるものを除く。) (17) 住民基本台帳法第11条の2の規定に基づ	1 通につき 300円 1 件につき 300円

以下略

備考

- 1 この表で使用する用語の意義は、同表に規定する法律(これに基づく政令及び省令を含む。)、政令又は条例で使用する用語の意義の例による。
- $2 \sim 17$ (略)

での規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	
(14)の2 住民基本台帳法第12条の4第1項の 規定に基づく住民票の写しの交付	1 通につき 300円
(14) の3 住民基本台帳法第30条の44第1項の 規定に基づく住民基本台帳カードの交付又は 再交付	1 件につき 500円
(14)の4 行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律(平成 25年法律第27号)第7条第1項に規定する通 知カードの再交付	<u>1 件につき</u> 500円
(新設)	
(15) 地方自治法第260条の2第1項の規定に基 づき市長の認可を受けた地縁による団体に係 る台帳の写しの交付	1 通につき 300円
(16) 公簿、公文書又は図面の閲覧又は照合(次 号及び第18号に掲げるものを除く。)	1 件につき 300円
(17) 住民基本台帳法第11条の2の規定に基づ く住民基本台帳の写しの閲覧	1 件につき 200円
(18) 戸籍法第48条第2項の規定に基づく届書 等の書類の閲覧	書類1件につき 350円

以下略

備考

- 1 この表で使用する用語の意義は、同表に規定する法律(これに基づく政令及び省令を含む。)、政令又は条例で使用する用語の意義の例による。
- $2 \sim 17$ (略)

での規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	
(14)の2 住民基本台帳法第12条の4第1項の 規定に基づく住民票の写しの交付	1 通につき 300円
(14)の3 住民基本台帳法第30条の44第1項の 規定に基づく住民基本台帳カードの交付又は 再交付	1 件につき 500円
<u>(新設)</u>	
(15) 地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき市長の認可を受けた地縁による団体に係る台帳の写しの交付	1 通につき 300円
(16) 公簿、公文書又は図面の閲覧又は照合(次 号及び第18号に掲げるものを除く。)	1 件につき 300円
(17) 住民基本台帳法第11条の2の規定に基づ く住民基本台帳の写しの閲覧	1 件につき 200円
(18) 戸籍法第48条第2項の規定に基づく届書 等の書類の閲覧	書類1件につき 350円

以下略

備考

1 この表で使用する用語の意義は、同表に規定する法律(これに基づく政令及び省令を含む。)、政令又は条例で使用する用語の意義の例による。

 $2 \sim 17$ (略)